

学区要望のガイドラインと今後の予定

令和7年7月

1. 要望の種類について

①学区まちづくり要望（様式－1）

◇学区内の全域、複数の自治会あるいは自治会単独での課題等をそれぞれ総合的に検討し、学区の将来像を見据え、年次計画を策定しながら優先順位を決定してください。

◆件数については（ 2 ）件以内

②国・県・公安要望（様式－2）

◇国・県が整備・管理する道路や河川等並びに滋賀県公安委員会が管理する横断歩道、交通規制（標識を含む）等に関する要望を作成してください。（信号機設置の要望は採択されません。）

◆件数については（ 1 ）件以内

◎上記①、②の要望については、栗東市自治連合会で取りまとめを行い市に提出します。
市では、要望の内容によって担当する所属（課）がそれぞれ回答を作成すると同時に、国・県・公安委員会等の機関に要望を行い、回答について取りまとめを行います。
回答内容については、それぞれの所属、関係機関からの回答となります。

③ポイント（緊急）要望（様式3－1）

◎ポイント要望については、本年度においても緊急要望のみとします。

◇緊急時の対応：担当課へ直接連絡をお願いします。

○緊急に処理・対処すべき危険箇所の改修や緊急を要する内容

- ・道路（市道）の陥没・舗装の剥がれ（小規模）
- ・道路への倒木・水道管の破裂公共物の破損など

○状況の変化による内容

- ・災害、事故等に伴う公共物の損傷、破壊
- ・側溝蓋、グレーチングの損傷、破損、湾曲、騒音など

④通学路の安全対策に係る要望

◇令和8年度以降の通学路に関する新規の要望についても昨年度と同様、栗東市通学路等交通安全プログラムに基づき、学校、PTA、地域を含めた要望として教育委員会で対応いたします。

2. 要望件数について

令和7年度対応学区要望については、上記①、②を合わせて3件以内とする。
ただし、国・県・公安要望に限り、学区において特に必要とする場合は、1件を追加することとする。

3. 要望の提出日について

①要望項目については、各学区自治連合会で協議の上、提出をお願いします。

締切りは、9月10日(水)までとします。

②令和7年度新規対応要望、通学路の安全対策に及び係る統一要望及び～令和6年度継続要望の中で、既に実施済みや、実施中等の項目については、出来る限り削除頂き同時に提出をお願いします。

※継続要望項目について、回答の内容や対応状況等から引き続き継続要望として提出する場合は、継続する理由等について具体的に記入して下さい。

4. 要望の取り扱いについて

①市への提出について

・10月開催予定の第3回役員会で「令和8年度対応要望書」と「～令和7年度までの継続要望」を市に提出します。

②市からの要望回答について

・担当する所属へ要望に対する回答を依頼し、12月下旬までに回答を取りまとめ、1月上旬に学区ごとの回答を各自治会長にお送りします。